

# 議 会 の 概 要

2021

徳島県議会事務局



# はじめに



昨年より、「新型コロナウイルス感染症」が国内外で拡大し、国民の暮らしや社会経済活動は大きな影響を受けており、事態の収束に向けた対応が求められるほか、東京一極集中の是正による都市から地方への人の流れづくり、激甚化の一途をたどる災害に備えた県土強靱化の加速など、本県は多くの重要課題に直面しています。

これらの課題を克服し、県民の安全・安心を守るとともに、本県の未来を希望に満ちたものとするために、県政において二元代表制の一翼を担う県議会の果たす役割は、極めて重要なものとなります。

我々県議会といたしましては、県民の多様な意思をしっかりと県政に反映させるべく、議会における論議を尽くすとともに、議会ICT化の推進や災害対応力の強化、開かれた議会への取組みなど、議会改革をより一層推し進めることにより、活気ある地方議会を創り、県民の負託と信頼に応じて参る所存であります。

皆様方におかれましては、徳島県議会に対し、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、本書発刊に当たっての御挨拶といたします。

令和3年6月

第95代 徳島県議会議長

岩丸正史

# 目 次

## 県 議 会

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 議会の沿革       | 1  |
| 2 | 議会の構成       | 2  |
| 3 | 会議の運営       | 9  |
| 4 | 議員の報酬及び費用弁償 | 17 |
| 5 | 議員連盟        | 18 |
| 6 | 議会事務局・図書室   | 20 |
| 7 | 議事堂の概要      | 27 |
| 8 | 議会費         | 29 |
| 9 | 歴代議長        | 30 |

## 県政の概要

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 沿 革          | 33 |
| 2 | 地 勢          | 34 |
| 3 | 位置と面積        | 35 |
| 4 | 人口の推移        | 36 |
| 5 | 主要経済指標       | 37 |
| 6 | 令和3年度予算概要    | 37 |
| 7 | 徳島県歴代長官並びに知事 | 42 |
| 8 | 県職員等の定数      | 44 |
| 9 | 徳島県行政機構図     |    |

---

# 県 議 会

---

## 1 議 会 の 沿 革

明治6年11月、本県では議事章程を公布し、県及び大・小区において民会を開かせることになった。県内の大区（郡）から2名の一般人を民会議員として選出させたが、選挙人は各区内の戸長及び副戸長であった。県の民会は、明治7年8月徳島師範期成学校（徳島城内西の丸）で開かれたが、議長は権令（のちの知事）が務め、民会とは名ばかりの会議であった。権令としては、東京で開かれる地方官会議に出席するための参考資料として、県下の民情を把握するのが目的であったようである。

明治11年7月太政官布告第18号・府県会規則に基づき、明治12年2月、県会議員選挙が行われ、明治13年4月布告第15号・府県会規則改正を経て、明治23年5月府県制（法律第35号）が施行された。なお県会議員は制限選挙であって、地租5～10円を納める者に選挙権があり、被選挙権を併せて持つのは、地租10円以上を納める者であった。

その後もしばしば部分的改正が行われたが、特に画期的なことは、大正15年7月普通選挙法の施行により、地方制度も同法の趣旨に準拠して改正され、納税資格による選挙制度が撤廃され、一般公民（男子のみ）による選挙制度に改められたことである。

昭和22年5月地方自治法が施行され、明治憲法下の官治的自治制から、近代的・民主的な地方自治制が発効し、ここに初めて完全自治体となった。また、女性の参政権が得られたことによって選挙史上一時代を画して、昭和22年4月に県議会議員の選挙が行われ、その後4年ごとの改選を経て、現在に至っている。

## 2 議 会 の 構 成

(1) 議長・副議長

議 長 岩 丸 正 史

副議長 元 木 章 生

(2) 選挙区定数・会派別議員数（令和3. 4. 1現在）

（単位：人）

| 選挙区    | 区 域      | 議<br>員<br>定<br>数 | 議<br>員<br>現<br>員<br>数 | 会 派 別 議 員 数           |        |                       |                       |        |             |
|--------|----------|------------------|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------------|--------|-------------|
|        |          |                  |                       | 自<br>由<br>民<br>主<br>党 | 新<br>風 | 新<br>し<br>い<br>県<br>政 | 日<br>本<br>共<br>産<br>党 | 公<br>明 | 護<br>民<br>官 |
| 徳島     | 徳島市・名東郡  | 10               | 10                    | 5                     | 1      | 1                     | 1                     | 2      |             |
| 鳴門     | 鳴門市      | 3                | 3                     | 2                     | 1      |                       |                       |        |             |
| 小松島・勝浦 | 小松島市・勝浦郡 | 3                | 2                     | 1                     |        | 1                     |                       |        |             |
| 阿南     | 阿南市      | 4                | 4                     | 2                     |        | 1                     | 1                     |        |             |
| 吉野川    | 吉野川市     | 2                | 2                     | 1                     |        | 1                     |                       |        |             |
| 阿波     | 阿波市      | 2                | 2                     | 2                     |        |                       |                       |        |             |
| 美馬     | 美馬市・美馬郡  | 2                | 2                     | 2                     |        |                       |                       |        |             |
| 三好第一   | 三好市      | 2                | 2                     | 1                     | 1      |                       |                       |        |             |
| 名西     | 名西郡      | 2                | 2                     | 2                     |        |                       |                       |        |             |
| 那賀     | 那賀郡      | 1                | 1                     | 1                     |        |                       |                       |        |             |
| 海部     | 海部郡      | 2                | 2                     | 2                     |        |                       |                       |        |             |
| 板野     | 板野郡      | 4                | 4                     | 2                     | 1      |                       |                       |        | 1           |
| 三好第二   | 三好郡      | 1                | 1                     | 1                     |        |                       |                       |        |             |
| 計      | (13区)    | 38               | 37                    | 24                    | 4      | 4                     | 2                     | 2      | 1           |

表中の会派名は、次のとおり略記した。（以下の略記の場合についても同じ。）

自由民主党＝徳島県議会自由民主党

新風＝新風とくしま

新しい県政＝新しい県政を創る会

公明＝公明党県議団

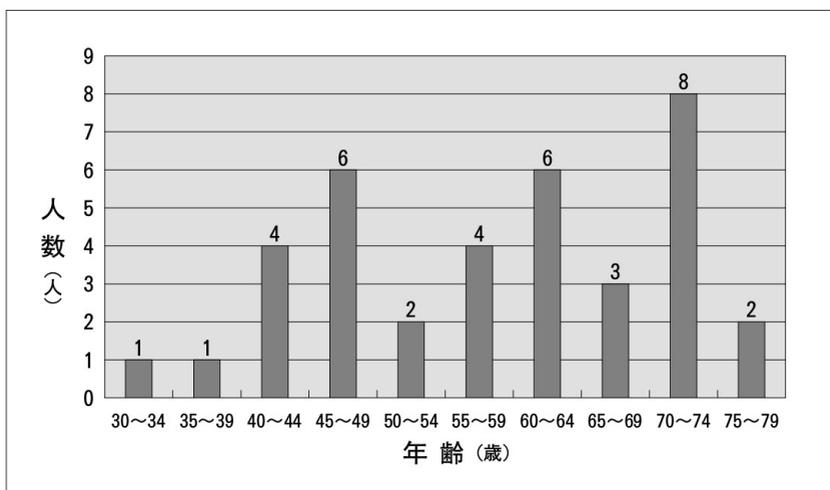
(3) 会派別・当選回数別議員数（令和3. 4. 1現在）

（単位：人，％）

| 会派             | 当選回数 |      |      |      |     |      |     |     |  | 計     | 構成比   |
|----------------|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|--|-------|-------|
|                | 1    | 2    | 3    | 4    | 5   | 6    | 7   | 8   |  |       |       |
| 徳島県議会<br>自由民主党 | 8    | 2    | 3    | 6    |     | 2    | 2   | 1   |  | 24    | 64.9  |
| 新風とくしま         |      | 1    |      | 1    |     | 1    | 1   |     |  | 4     | 10.8  |
| 新しい県政<br>を創る会  | 2    | 1    | 1    |      |     |      |     |     |  | 4     | 10.8  |
| 日本共産党          |      |      |      | 1    |     | 1    |     |     |  | 2     | 5.4   |
| 公明党県議団         | 1    | 1    |      |      |     |      |     |     |  | 2     | 5.4   |
| 護民官            |      |      |      | 1    |     |      |     |     |  | 1     | 2.7   |
| 計              | 11   | 5    | 4    | 9    | 0   | 4    | 3   | 1   |  | 37    | 100.0 |
| 構成比            | 29.7 | 13.5 | 10.8 | 24.3 | 0.0 | 10.8 | 8.1 | 2.7 |  | 100.0 |       |

（注）構成比は四捨五入のため、合計値は必ずしも100にはならない。

(4) 年齢別構成（令和3. 4. 1現在）



## (5) 議員名簿 (令和3. 4. 1現在)

議員定数38人

| 選挙区            | 氏名   | 生年月日         | 住所                  | 所属党派  | 当選回数 |
|----------------|------|--------------|---------------------|-------|------|
| 徳島<br>(10人)    | 福山博史 | 昭和52. 11. 21 | 徳島市八万町犬山223番地の13    | 自由民主党 | 1    |
|                | 岡佑樹  | 昭和52. 2. 10  | 徳島市明神町6丁目10-9       | 自由民主党 | 3    |
|                | 庄野昌彦 | 昭和32. 11. 1  | 徳島市西須賀町東開60番地の19    | 新風    | 7    |
|                | 井川龍二 | 昭和35. 9. 6   | 徳島市南田宮2丁目1-18       | 自由民主党 | 3    |
|                | 須見一仁 | 昭和48. 7. 22  | 徳島市八万町川南88番地の8      | 自由民主党 | 3    |
|                | 東条恭子 | 昭和29. 3. 26  | 徳島市八万町橋本12番地の3      | 新しい県政 | 1    |
|                | 梶原一哉 | 昭和38. 1. 1   | 徳島市中吉野町4丁目49番地の1    | 公明    | 1    |
|                | 古川広志 | 昭和36. 8. 12  | 徳島市住吉2丁目7-19        | 公明    | 2    |
|                | 喜多宏思 | 昭和18. 3. 3   | 徳島市新浜本町3丁目1-47      | 自由民主党 | 4    |
|                | 山田豊  | 昭和25. 8. 23  | 徳島市上八万町西山650        | 日本共産党 | 6    |
| 鳴門<br>(3人)     | 岡田理絵 | 昭和40. 8. 13  | 鳴門市大津町吉永226-2       | 自由民主党 | 4    |
|                | 原徹臣  | 昭和47. 9. 7   | 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜14番地12 | 自由民主党 | 1    |
|                | 黒崎章  | 昭和29. 4. 2   | 鳴門市撫養町南浜字浜田85-1     | 新風    | 4    |
| 小松島・勝浦<br>(3人) | 長池文武 | 昭和44. 8. 21  | 小松島市松島町14-17        | 新しい県政 | 3    |
|                | 岡本富治 | 昭和24. 2. 20  | 勝浦郡勝浦町大字沼江字黒岩56番地の1 | 自由民主党 | 7    |
| 阿南<br>(4人)     | 嘉見博之 | 昭和22. 10. 24 | 阿南市桑野町幸堂28-1        | 自由民主党 | 6    |
|                | 岩佐義弘 | 昭和46. 6. 29  | 阿南市羽ノ浦町岩脇西園54       | 自由民主党 | 2    |
|                | 仁木啓人 | 昭和61. 11. 17 | 阿南市長生町恋田9番地1        | 新しい県政 | 1    |
|                | 達田良子 | 昭和26. 2. 16  | 阿南市宝田町今市中新開56-1     | 日本共産党 | 4    |

| 選挙区          | 氏名    | 生年月日         | 住所                         | 所属<br>会派  | 当選<br>回数 |
|--------------|-------|--------------|----------------------------|-----------|----------|
| 吉野川<br>(2人)  | 吉田 益子 | 昭和34. 8. 18  | 吉野川市山川町前川<br>120番地 4       | 新しい<br>県政 | 2        |
|              | 増富 義明 | 昭和41. 2. 2   | 吉野川市山川町八幡<br>163番地         | 自由<br>民主党 | 1        |
| 阿波<br>(2人)   | 大塚 明廣 | 昭和23. 11. 26 | 阿波市阿波町南西谷<br>7番地           | 自由<br>民主党 | 1        |
|              | 寺井 正邇 | 昭和23. 1. 6   | 阿波市土成町水田字<br>金屋30          | 自由<br>民主党 | 4        |
| 美馬<br>(2人)   | 浪越 憲一 | 昭和45. 1. 12  | 美馬市美馬町字八幡<br>63-2          | 自由<br>民主党 | 1        |
|              | 南 恒 生 | 昭和34. 3. 12  | 美馬郡つるぎ町貞光<br>字西浦123-2      | 自由<br>民主党 | 4        |
| 三好第一<br>(2人) | 高井 美穂 | 昭和46. 11. 30 | 三好市三野町太刀野<br>山10-2         | 新風        | 2        |
|              | 井下 泰憲 | 昭和54. 7. 6   | 三好市池田町マチ<br>2186番地1        | 自由<br>民主党 | 1        |
| 名西<br>(2人)   | 山西 国朗 | 昭和60. 5. 3   | 名西郡石井町石井字<br>石井216番地1      | 自由<br>民主党 | 2        |
|              | 岩丸 正史 | 昭和27. 9. 3   | 名西郡神山町神領字<br>西小野27番地       | 自由<br>民主党 | 4        |
| 那賀<br>(1人)   | 杉本 直樹 | 昭和16. 6. 26  | 那賀郡那賀町海川字<br>ヲフウチ109       | 自由<br>民主党 | 7        |
| 海部<br>(2人)   | 重清 佳之 | 昭和36. 2. 28  | 海部郡海陽町日比原<br>字日比原44番地3     | 自由<br>民主党 | 6        |
|              | 西沢 貴朗 | 昭和25. 8. 18  | 海部郡牟岐町大字中<br>村字杉谷176番地の1   | 自由<br>民主党 | 8        |
| 板野<br>(4人)   | 北島 一人 | 昭和46. 7. 9   | 板野郡北島町鯛浜字<br>川久保16番地2      | 自由<br>民主党 | 1        |
|              | 立川 了大 | 昭和55. 6. 1   | 板野郡藍住町住吉字<br>神蔵167         | 自由<br>民主党 | 1        |
|              | 臼木 春夫 | 昭和22. 5. 28  | 板野郡北島町北村字壱<br>町四反地35番地の142 | 新風        | 6        |
|              | 扶川 敦  | 昭和32. 1. 18  | 板野郡板野町犬伏字<br>大通51番地        | 護民官       | 4        |
| 三好第二<br>(1人) | 元木 章生 | 昭和46. 8. 3   | 三好郡東みよし町加<br>茂459-1        | 自由<br>民主党 | 4        |

(注) ( ) 内は定数

(6) 会派名簿 (令和3. 4. 1現在)

| 会派名            | 正副会長  | 幹事長等  | 会 員   | 人員 |
|----------------|---|---|---|----|
| 徳島県議会<br>自由民主党 | 会 長<br>嘉見 博之<br>会長代行<br>杉本 直樹<br>副会長<br>西沢 貴朗<br>岡本 富治<br>喜多 宏思 | 幹事長<br>重清 佳之<br>副幹事長<br>岡 佑樹<br>須見 一仁<br>岩佐 義弘<br>井下 泰憲 | 福山 博史 井川 龍二<br>岡田 理絵 原 徹臣<br>増富 義明 大塚 明廣<br>寺井 正邇 浪越 憲一<br>南 恒生 山西 国朗<br>岩丸 正史 北島 一人<br>立川 了大 元木 章生 | 24 |
| 新風とくしま         | 会 長<br>黒崎 章<br>副会長<br>高井 美穂                                     | 幹事長<br>庄野 昌彦  | 臼木 春夫   | 4  |
| 新しい県政<br>を創る会  | 会 長<br>吉田 益子<br>副会長<br>仁木 啓人                                    | 幹事長<br>東条 恭子  | 長池 文武   | 4  |
| 日本共産党          | 会 長<br>山田 豊   | 幹事長<br>達田 良子  |   | 2  |
| 公明党県議団         | 会 長<br>古川 広志  | 幹事長<br>梶原 一哉  |   | 2  |
| 護 民 官          |   |   | 扶川 敦  | 1  |

(7) 委員会名簿（令和3. 4. 1現在）

常任委員会

| 委員会名 | 委員長   | 副委員長  | 委 員            |                |          |          |          |          |  |
|------|-------|-------|----------------|----------------|----------|----------|----------|----------|--|
| 総 務  | 高井 美穂 | 井下 泰憲 | 井川<br>重清<br>梶原 | 龍二<br>佳一<br>哉  | 喜多<br>元木 | 宏思<br>章生 | 原<br>東条  | 徹臣<br>恭子 |  |
| 経 済  | 北島 一人 | 古川 広志 | 須見<br>増富<br>扶川 | 一仁<br>義明<br>敦  | 岡本<br>臼木 | 富治<br>春夫 | 岩佐<br>仁木 | 義弘<br>啓人 |  |
| 文教厚生 | 大塚 明廣 | 長池 文武 | 岡<br>南<br>達田   | 佑樹<br>恒生<br>良子 | 岡田<br>西沢 | 理絵<br>貴朗 | 浪越<br>庄野 | 憲一<br>昌彦 |  |
| 県土整備 | 立川 了大 | 山西 国朗 | 福山<br>杉本<br>山田 | 博史<br>直樹<br>豊  | 嘉見<br>黒崎 | 博之<br>章  | 寺井<br>吉田 | 正邇<br>益子 |  |

議会運営委員会

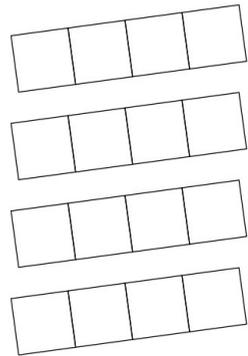
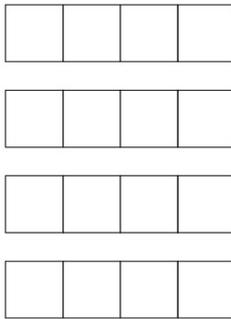
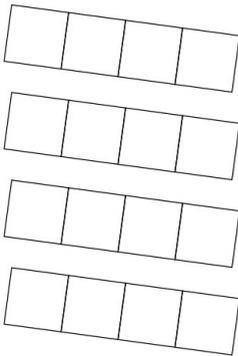
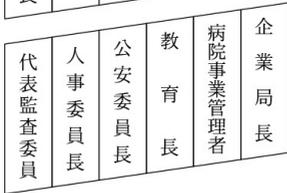
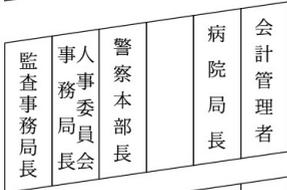
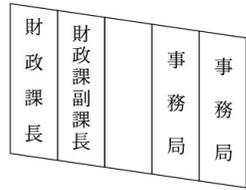
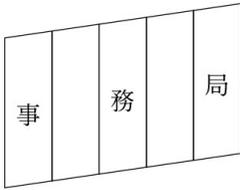
| 委員会名 | 委員長  | 副委員長  | 委 員                  |                     |                      |                      |                      |                      |  |
|------|------|-------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|
| 議会運営 | 岡 佑樹 | 庄野 昌彦 | 須見<br>嘉見<br>杉本<br>黒崎 | 一仁<br>博之<br>直樹<br>章 | 喜多<br>岩佐<br>重清<br>東条 | 宏思<br>義弘<br>佳之<br>恭子 | 岡本<br>井下<br>西沢<br>吉田 | 富治<br>泰憲<br>貴朗<br>益子 |  |

特別委員会

| 委員会名                   | 委員長   | 副委員長  | 委 員            |                |          |          |          |          |  |
|------------------------|-------|-------|----------------|----------------|----------|----------|----------|----------|--|
| 地方創生<br>対 策            | 増富 義明 | 井川 龍二 | 嘉見<br>立川<br>山田 | 博之<br>了大<br>豊  | 井下<br>庄野 | 泰憲<br>昌彦 | 山西<br>東条 | 国朗<br>恭子 |  |
| 消費者・<br>環境対策           | 寺井 正邇 | 浪越 憲一 | 福山<br>元木<br>古川 | 博史<br>章生<br>広志 | 原<br>黒崎  | 徹臣<br>章  | 重清<br>吉田 | 佳之<br>益子 |  |
| 防 災・<br>感染症対策          | 岡田 理絵 | 仁木 啓人 | 喜多<br>西沢<br>扶川 | 宏思<br>貴朗<br>敦  | 岡本<br>高井 | 富治<br>美穂 | 大塚<br>達田 | 明廣<br>良子 |  |
| 次世代育成・<br>少子高齢化<br>対 策 | 南 恒生  | 梶原 一哉 | 岡<br>杉本<br>長池  | 佑樹<br>直樹<br>文武 | 須見<br>北島 | 一仁<br>一人 | 岩佐<br>臼木 | 義弘<br>春夫 |  |

監 査 委 員 原 徹臣 福山 博史  
 関西広域連合議会議員 井川 龍二 山西 国朗 浪越 憲一

(8) 議場平面図



### 3 会 議 の 運 営

#### (1) 定例会、臨時会及び会期

定例会は、地方自治法の規定に基づいて、年4回開会することが条例で定められており、その時期は6月、9月、12月、2月である。

臨時会は、必要がある場合、その事件に限り招集される。

会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておき、招集日に議会の議決で定めることになっている。

なお、最近における会期は次のとおりである。

(単位：日)

| 区分     | 定 例 会 |     |     |     |     |     |     |     | 臨 時 会 |    |     |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-----|
|        | 6 月   |     | 9 月 |     | 12月 |     | 2 月 |     | 回数    | 会期 | 本会議 |
|        | 会期    | 本会議 | 会期  | 本会議 | 会期  | 本会議 | 会期  | 本会議 |       |    |     |
| 年次     | 会期    | 本会議 | 会期  | 本会議 | 会期  | 本会議 | 会期  | 本会議 | 回数    | 会期 | 本会議 |
| 平成28年度 | 22    | 4   | 28  | 4   | 18  | 4   | 27  | 5   | 0     | 0  | 0   |
| 平成29年度 | 21    | 4   | 22  | 5   | 19  | 4   | 27  | 5   | 0     | 0  | 0   |
| 平成30年度 | 18    | 4   | 28  | 5   | 21  | 4   | 24  | 5   | 0     | 0  | 0   |
| 令和元年度  | 28    | 5   | 23  | 4   | 21  | 4   | 28  | 5   | 1     | 1  | 1   |
| 令和2年度  | 22    | 4   | 27  | 5   | 19  | 4   | 29  | 5   | 2     | 2  | 2   |

(注) 平成28年度から令和2年度までの12月定例会は11月に招集され、11月定例会と称した。

#### (2) 本 会 議

##### ア 会議時間

会議時間は、午前10時から午後5時までであるが、議会の議決、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。

##### イ 説明のための出席者

説明のため会議に出席する者は、地方自治法第121条の規定に基づき、知事、教育長、公安委員長、人事委員長及び代表監査委員に要求し、同法に基づき委任又は囑託を受けて知事部局は部長以上、会計管理者、財政課長及び財政課副課長、企業局は企業局長、病院局は病院事業管理者及び病院局長、公安委員会は警察本部長、人事委員会は人事委員会事務局長、監査委員は監査事務局長がそれぞれ出席している。

なお、その他の者についても、必要に応じて出席を求めている。

#### ウ 審議の順序

議会の審議順序は、おおむね次のとおりである。

本会議 = 開会宣言 → 諸般の報告 → 会議録署名議員の指名  
→ 会期の決定 → 提出議案に対する知事説明 →  
代表質問・一般質問 → 質疑 → 委員会付託

常任・議会運営・特別委員会 = 付託議案の審査

本会議 = 委員長報告 → 委員長報告に対する質疑 → 討論 →  
採決 → 閉会宣言

#### (委員会付託)

議案及び請願はそれぞれ所管の委員会へ付託する。

#### (委員会の審査結果)

委員会で審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を口頭で報告するとともに審査報告書を議席に配布している。

#### (質疑及び討論)

質疑及び討論の順位等は、議会運営委員会の議を経て議長が定める。

#### (表 決)

表決は起立によるのを原則としているが、簡易な事件及び請願等で全員一致で可決されることが予想されるような場合は、簡易表決を行っている。

なお、議長が必要と認めるとき、又は、出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

#### エ 県政に対する一般質問

県政に対する一般質問は、代表質問（70分）と一般質問（60分）とに区分される。

初日は所属議員4人以上の会派が代表質問を行い、2日目から一般質問を行う。

また、発言順序は、各質問日において多数会派順で、1会派から複数人が質問を行う場合は、同一会派から2人が続けて質問を行う。

### (3) 委員会

#### ア 名称, 定数, 所管事項及び付議事件

| 名称      | 定数                          | 所管事項   |
|---------|-----------------------------|--|
| 常任委員会   | 総務 9                        | 政策創造部, 経営戦略部, 未来創生文化部, 監察局, 出納局, 公安委員会, 選挙管理委員会, 人事委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項   |
|         | 経済 10                       | 商工労働観光部, 農林水産部, 労働委員会, 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項   |
|         | 文教厚生 10                     | 保健福祉部, 病院局及び教育委員会に関する事項  |
|         | 県土整備 9                      | 危機管理環境部, 県土整備部, 企業局及び収用委員会に関する事項   |
| 議会運営委員会 | 14                          | 議会の運営に関する事項, 議会の会議規則, 委員会に関する条例等に関する事項及び議長との諮問に関する事項   |
| 名称      | 定数                          | 付議事件   |
| 特別委員会   | 地方創生対策 (R元.5.17設置) 9        | 1 地方創生に関する調査について<br>・移住・定住促進, 雇用の創出, 集落の維持活性化, 観光・プロスポーツなどによる交流促進, 農林水産品等の販路拡大, 地域産業の振興・担い手の育成<br>2 広域交通ネットワークの整備に関する調査について<br>・高速道路, 地域高規格道路, 鉄道, 重要港湾, 空港などの整備及び利活用, 並びに新幹線計画の実現 |
|         | 消費者・環境対策 (R2.3.10設置) 10     | 1 消費者市民社会の構築に関する調査について<br>2 生活環境の保全に関する調査について<br>3 地球温暖化の防止に関する調査について<br>4 水資源(森林の保全による水源かん養)の確保及び鳥獣の保護・管理に関する調査について   |
|         | 防災・感染症対策 (R2.4.30設置) 9      | 1 南海地震対策をはじめとする防災対策に関する調査について<br>2 感染症対策に関する調査について   |
|         | 次世代育成・少子高齢化対策 (R2.3.10設置) 9 | 1 次世代人材育成に関する調査について<br>・青少年の健全育成, 結婚・妊娠出産・子育て支援, 女性の活躍推進<br>2 少子化対策に関する調査について<br>3 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に関する調査について   |

#### イ 常任委員会

常任委員会は, 開会中は所管事務の調査並びに付託された議案及び請願等を審査し, 閉会中は議会の議決により付議された特定の事件について審査又は調査を行う。

#### ウ 議会運営委員会

議会運営委員会は, 開会中は議会の運営に関する事項等の調査を行うほか, 議案及び請願等について審査を行う。閉会中は議会の議決により付議された特定の事件について審査又は調査を行う。

エ 特別委員会

特別委員会は、特定の事件について審査するために、必要の都度、議会の議決により設置される。

オ 委員及び委員長・副委員長の選任

委員の選任は、議長が会議に諮って指名し、委員長及び副委員長は各委員会において互選する。

なお、議長は常任委員を辞任し、議会運営委員及び特別委員とはならない例となっている。

カ 任期

常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集された定例会の閉会の日までである。ただし、後任者が選任されるまで在任する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

特別委員の辞任の時期は、常任委員及び議会運営委員の任期の終期と一致させる例となっている。

キ 連合審査会

委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開催する。

委員会開催状況 (単位：日)

| 名称      | 区分              | 年次  |     | 平成29年度 |     | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |  |
|---------|-----------------|-----|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|--|
|         |                 | 開会中 | 閉会中 | 開会中    | 閉会中 | 開会中    | 閉会中 | 開会中   | 閉会中 |       |  |
| 常任委員会   | 総務              | 9   | 4   | 8      | 4   | 12     | 5   | 12    | 6   |       |  |
|         | 経済              | 9   | 4   | 9      | 4   | 11     | 5   | 12    | 9   |       |  |
|         | 文教厚生            | 9   | 4   | 9      | 4   | 11     | 5   | 11    | 6   |       |  |
|         | 県土整備            | 9   | 4   | 8      | 4   | 12     | 5   | 12    | 7   |       |  |
| 議会運営委員会 |                 | 11  | 5   | 8      | 4   | 12     | 4   | 8     | 9   |       |  |
| 特別委員会   | 地方創生対策          | 5   | 4   | 5      | 4   | 6      | 5   | 5     | 4   |       |  |
|         | 消費者・環境対策        | —   | —   | —      | —   | —      | —   | 5     | 3   |       |  |
|         | 防災・感染症対策        | —   | —   | —      | —   | —      | —   | 5     | 4   |       |  |
|         | 次世代育成・少子高齢化対策   | —   | —   | —      | —   | —      | —   | 5     | 4   |       |  |
|         | 次世代人材育成・少子高齢化対策 | 5   | 4   | 4      | 4   | 6      | 4   | —     | —   |       |  |
|         | 防災対策            | 5   | 4   | 4      | 4   | 6      | 5   | —     | —   |       |  |
| 環境対策    | 5               | 3   | 4   | 4      | 6   | 5      | —   | —     |     |       |  |

(注) 前年度の決算を審査するため、上記以外に普通会計、企業会計の決算認定特別委員会を設置している。

#### (4) その他の会議

議会の議決により、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を設置することができる。

○ 会長・幹事長会

議案の審査又は議会の運営に関し各会派間の協議又は調整を行う。  
(平成20年10月24日から協議等の場として位置付ける。)

○徳島県議会政策条例検討会議

議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行う。  
(平成24年7月17日設置)

#### (5) 請願・陳情

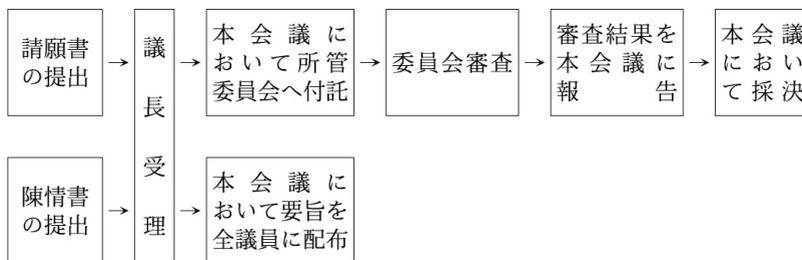
##### ア 記載事項

請願書及び陳情書は邦文を用い、その趣旨、提出年月日、提出者の住所、氏名及び連絡先を記載し、押印の上、議長に提出する。請願については、紹介議員が必要であり、請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印を要する。

##### イ 取扱い

請願書についてはそれぞれの定例会の開会日を、陳情書については一般質問の最終日の前日を提出期限とする。期限までに提出された請願書・陳情書はその議会で取り扱うが、それ以降に提出されたものは次の議会で取り扱う。請願については、所管委員会に付託し、その審査報告に基づき本会議で採決を行い、陳情については、要望内容を要約したもの(陳情文書表)を本会議で全議員に配布する。(なお、陳情文書表について、提出者が配布を望まないもの、あるいは配布することが適当でないと言議長が認めるものは、配布しない。)

## ウ 処理順序



採択されたもののうち、執行権に属する事項については執行機関に送付し、その処理結果及び経過について毎年2月及び9月定例会で報告を求める。

さらに、紹介議員及び提出者に対し、採択されたものについてはその旨を、不採択になったものについては理由を付してその旨を通知する。

## エ 請願・陳情の処理状況（令和2年度）

請 願

（単位：件）

| 委 員 会 名       | 新規付託件数 | 審査結果件数 |       | 取下げ件数 | 継続件数  | 審議未了件数 |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
|               |        | 採択     | 不採択   |       |       |        |
| 総務            | 2      | 1 (0)  | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 経済            | 0      | 0 (0)  | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 文教厚生          | 3      | 2 (0)  | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 県土整備          | 0      | 0 (0)  | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 地方創生対策        | 0      | 0 (0)  | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 消費者・環境対策      | 0      | 0 (0)  | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 防災・感染症対策      | 1      | 0 (0)  | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 次世代育成・少子高齢化対策 | 0      | 0 (0)  | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |
| 計             | 6      | 3 (0)  | 3 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0      |

（注）① 新規付託件数は、令和2年6月定例会から令和3年2月定例会までの間に新たに付託した請願の件数である。

② 審査結果件数、取下げ件数、継続件数及び審議未了件数は、前年度からの継続分を含み、（ ）内の数値は当該継続分で、内数である。また、同一の請願であっても、その内容により審査結果等が分かれた場合は、それぞれを件数として処理している。

## 陳 情

本会議配布件数 16 件

(注) 本会議配布件数は、令和 2 年 6 月定例会から令和 3 年 2 月定例会までの間に配布した陳情の件数である。

### (6) 議員提出議案 (令和 2 年度)

(単位：件)

| 区 分  |       | 条 例 | 会議規則 | 意見書 | 決 議 | その他 | 計  |
|------|-------|-----|------|-----|-----|-----|----|
| 提出件数 |       | 3   |      | 8   |     |     | 11 |
| 審議結果 | 可 決   | 3   |      | 8   |     |     | 11 |
|      | 否 決   |     |      |     |     |     |    |
|      | そ の 他 |     |      |     |     |     |    |

### (7) 知事提出議案 (令和 2 年度)

(単位：件)

| 区 分  |        | 予算 | 条例 | 指定管理 | 負担金 | 契約 | 人事 | 決算 | 専決 | その他 | 計   |
|------|--------|----|----|------|-----|----|----|----|----|-----|-----|
| 提出件数 |        | 66 | 67 | 10   | 9   | 3  | 8  | 6  | 0  | 14  | 183 |
| 審議結果 | 可 決    | 66 | 67 | 10   | 9   | 3  |    |    |    | 14  | 169 |
|      | 同 意    |    |    |      |     |    | 8  |    |    |     | 8   |
|      | 認 定    |    |    |      |     |    |    | 2  |    |     | 2   |
|      | 可決及び認定 |    |    |      |     |    |    | 4  |    |     | 4   |
|      | 承 認    |    |    |      |     |    |    |    | 0  |     | 0   |
|      | 否 決    |    |    |      |     |    |    |    |    |     |     |

### (8) 議会の傍聴

#### ア 本会議の傍聴

本会議は公開しているが、傍聴するには、傍聴券交付簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

傍聴券の種類は、一般傍聴券、議員紹介傍聴券、特別傍聴券及び団体傍聴券に分かれている。

一般傍聴券は、会議当日、議会事務局所定の場所で、先着順により交付する。

議員紹介傍聴券は、議員の紹介により交付する。

特別傍聴券は、報道関係者、徳島県職員及び徳島県議会議員の職に

あった者の表彰及び待遇に関する規則に基づき表彰を受けた者で、必要と認める者に交付する。

団体傍聴券は、学生、生徒、その他の団体で傍聴しようとする場合に、その代表者又は責任者の申し出により必要と認めるとき、その代表者又は責任者に交付する。

傍聴の定員は200人（座席は185席）で、傍聴席には車椅子専用席を4席設けるとともに、難聴者のため磁気ループを設置している。

#### イ 本会議の視聴

インターネットの徳島県議会ホームページ上で、本会議の議事状況を視聴することができる。

#### ウ 委員会の視聴

議会情報コーナーに設置した受像機で、委員会の議事状況を視聴することができる。

視聴の定員は40人で、視聴するためには、情報コーナー受付において、受付簿に住所、氏名等を記入し、視聴に必要な機器の貸出しを受けなければならない。

## 4 議員の報酬及び費用弁償

### (1) 報酬及び期末手当

#### ア 報酬

議長 950,000円（月額）

副議長 860,000円（月額）

議員 810,000円（月額）

ただし、「徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例」により、平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間、上記の額から議長は3万円、副議長及び議員は2万円を減額している。

（平成19年11月～29年3月については、議長は7万5千円、副議長及び議員は5万円を減額していた。）

#### イ 期末手当

6月1日及び12月1日現在の在職者に、次のとおり支給する。

| 在職期間       | 基準日 | 6月1日       | 12月1日      |
|------------|-----|------------|------------|
| 6か月        |     | 100分の167.5 | 100分の167.5 |
| 5か月以上6か月未満 |     | 100分の134.0 | 100分の134.0 |
| 3か月以上5か月未満 |     | 100分の100.5 | 100分の100.5 |
| 3か月未満      |     | 100分の50.25 | 100分の50.25 |

#### ウ 費用弁償

議長、副議長及び議員が(1)招集に応じ、本会議又は委員会に出席する場合、(2)会期中において、議案調査のための休会の日に登庁する場合、(3)地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場にその構成員として出席する場合は、費用弁償として徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定める旅費を支給する。

議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、費用弁償として次表に定める額の旅費を支給する。

| 旅行雑費<br>(県外、公共交通機関利用) | 宿泊料（1夜につき） |        | 食卓料<br>(1夜につき) | 車賃<br>(1kmにつき) |
|-----------------------|------------|--------|----------------|----------------|
|                       | 甲地方        | 乙地方    |                |                |
| 円                     | 円          | 円      | 円              | 円              |
| 1,400                 | 14,800     | 13,300 | 2,300          | 37             |

## 5 議 員 連 盟

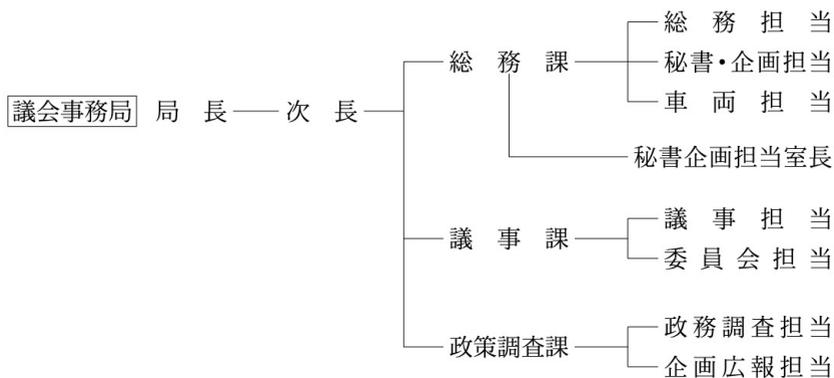
### 議員連盟等の設置状況（令和3. 4. 1現在）

| 名 称                                       | 設置年月日          | 会員数 | 設 置 目 的  |
|---|----------------|-----|--|
| 徳島県議会過疎対策<br>推 進 議 員 連 盟                  | 昭和<br>58. 6.30 | 22  | 過疎地域における生活環境、産業基盤等の総合的かつ計画的な整備の推進を図ることにより、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与し、もって県勢の発展に資することを目的とする。   |
| 徳 島 県 議 会<br>徳島自動車道整備促<br>進 議 員 連 盟       | 59. 2.29       | 18  | 四国縦貫自動車道（徳島自動車道）の四車線化、四国横断自動車道との接続整備、四国の広域的な幹線道路網の整備及び高速道路等利用者の安全性・利便性・快適性の向上など四国縦貫自動車道（徳島自動車道）及びその関連基盤の整備促進及び利用促進を図ることにより、本県産業経済発展の基盤整備、県土の均衡ある発展に寄与し、もって県勢の発展に資することを目的とする。 |
| 徳島県議会スポーツ<br>振 興 議 員 連 盟                  | 59. 3.22       | 30  | 体育・スポーツ施設の計画的整備及び利用を促進するとともに、スポーツ交流活動の発展に努め、もって本県における体育・スポーツの振興に資することを目的とする。   |
| 徳島県議会水産振興<br>議 員 連 盟                      | 61. 3.19       | 20  | 本県における沿岸漁業の生産性の向上を図り、もって水産業の振興に資することを目的とする。  |
| 徳島県議会四国横断<br>自動車道・阿南<br>芸自動車道<br>建設促進議員連盟 | 平成<br>元. 8. 2  | 20  | 四国横断自動車道及び阿南芸自動車道の建設促進並びに国道55号バイパスの整備促進を図ることにより、本県産業経済発展の基盤整備、県土の均衡ある発展に寄与し、もって県勢の発展に資することを目的とする。  |
| 徳 島 県 議 会 林 業<br>木 材 業 振 興 議 員 連 盟        | 3. 6.28        | 25  | 本県森林の保全並びに林業及び木材産業の振興を図ることを目的とする。  |
| 徳島県議会国際交流<br>議 員 連 盟                      | 7. 9.28        | 25  | 日本国と諸外国との親善友好を促進することを目的とする。  |
| 徳島県議会畜産振興<br>議 員 連 盟                      | 11. 6.28       | 25  | 本県における畜産の生産性の向上を図り、もって畜産業の振興に資することを目的とする。  |
| 徳島県議会芸術文化<br>振 興 議 員 連 盟                  | 14. 9.30       | 29  | 本県の芸術文化の振興を図り、個性豊かな徳島文化の創造と発展に寄与することを目的とする。  |

| 名 称  | 設置年月日          | 会員数 | 設 置 目 的  |
|--|----------------|-----|--|
| 徳島県議会南海地震<br>対策議員連盟                                      | 平成<br>15. 6.26 | 29  | 南海地震の発生に備え、県民生活の安全を確保するため、地震・津波に関する防災対策を推進することを目的とする。  |
| 徳島県議会北朝鮮<br>日本人拉致問題早期<br>解決促進議員連盟                        | 18. 2.13       | 27  | 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決の促進を図ることを目的とする。  |
| 徳島県議会観光振興<br>議 員 連 盟                                     | 19.10.16       | 31  | 本県観光の振興を図ることにより「にぎわいとくしま」の実現を目指すとともに、四国全体の観光連携の強化を進めることを目的とする。   |
| 徳 島 県 議 会<br>地 域 公 共 交 通<br>四 国 新 幹 線 導 入 促 進<br>議 員 連 盟 | 23.11.24       | 29  | (1)本県公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するとともに、四国全体の社会活動の基盤となる公共交通体系の強化を進めること。<br>(2)四国新幹線の導入促進を図ること。<br>(3)太平洋新国土軸の建設促進を図ること。 |
| 徳 島 県 議 会<br>教 育 を 考 へ<br>議 員 連 盟                        | 25.12. 4       | 26  | 「豊かな情操や道徳心、男女の平等、伝統や文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等」を掲げた教育基本法の目標に立ち返り、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進を図ることを目的とする。              |
| 徳 島 県 議 会<br>治 水 を 考 へ<br>議 員 連 盟                        | 27.10.13       | 34  | 県民の安全・安心の確保に直結するこれからの治水対策を推進するとともに、地域経済を支える水資源を最大限に活用して本県の発展につなげ、四国の水問題の解決に向けた取組の推進を図ることを目的とする。  |
| 徳 島 県 議 会<br>医 療 ・ 福 祉 関<br>議 員 連 盟                      | 29. 6.15       | 29  | 県民のQOL（生活の質）に直結する医療・福祉が適切に継続して提供されるよう、医療・福祉従事者の労働環境の改善をはじめ、医療・福祉分野の諸問題を研究し、その解決に向けた取組の推進を図ることを目的とする。   |
| 徳 島 県 議 会<br>日 韓 友 好 促 進<br>議 員 連 盟                      | 29. 6.15       | 25  | 日韓両国の文化、教育、経済等の交流を通じて、両国民の理解と親善を深めることを目的とする。   |
| 徳 島 県 議 会<br>農 業 振 興 議 員 連 盟                             | 29. 6.15       | 31  | 本県の農業の振興と生産性の向上を図ることを目的とする。  |
| 徳 島 県 議 会<br>防 衛 議 員 連 盟                                 | 令和<br>元. 6.19  | 32  | 県民の健全な国防意識の普及・啓発を図り、県民と自衛隊の相互理解を深め、もって我が国の平和と繁栄及び県民の安全・安心に貢献することを目的とする。  |

## 6 議会事務局・図書室

### (1) 機 構



図書室 (政策調査課において運営)

### (2) 事務分掌

#### 〔総務課〕

- 議長及び副議長の秘書に関すること。
- 正副議長会に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 事務局諸規程の制定・改廃に関すること。
- 公文書の收受，発送，編さん及び保存に関すること。
- 物品の收受，発送及び管理に関すること。
- 予算及び決算に関すること。
- 議員の身分，報酬，費用弁償及び議員共済会に関すること。
- 職員の人事，給与及び旅費に関すること。
- 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 自動車に関すること。
- 議事堂の管理に関すること。
- 儀式，慶弔，交際及び接遇に関すること。
- 各種調査に関すること。
- 他課の所管に属しないこと。

#### 〔議事課〕

- 本会議に関すること。

- 委員会（政策調査課の事務分掌のものを除く。）に関すること。
- 公聴会及び参考人に関すること。
- 議会の議事に関する諸規程の制定，改廃に関すること。
- 請願及び陳情に関すること。
- 会議録の調製及び保管に関すること。
- 議会傍聴人に関すること。
- 各種調査に関すること。
- その他議事運営に関すること。

〔政策調査課〕

- 議案の調査及び研究に関すること。
- 議会の調査及び県行政の諸施策に対する調査研究に関すること。
- 議会資料の企画，調査，収集及び刊行に関すること。
- 世論の調査及び情報の収集に関すること。
- 特別委員会に関すること。
- 議会図書室に関すること。
- 広報に関すること。
- その他各種調査に関すること。

(3) 職 員 数

(単位：人)

| 区 分      | 局 長 | 次 長 | 総務課    | 議事課 | 政策調査課 | 合 計    |
|----------|-----|-----|--------|-----|-------|--------|
| 局 長      | 1   |     |        |     |       | 1      |
| 次 長      |     | 1   |        |     |       | 1      |
| 課 長      |     |     | (1)    | 1   | 1     | 2 (1)  |
| 秘書企画担当室長 |     |     | 1      |     |       | 1      |
| 副 課 長    |     |     | 1      | 1   | 1     | 3      |
| 課 長 補 佐  |     |     | 3      |     | 2     | 5      |
| 主 査      |     |     | 2      | 2   | 1     | 5      |
| 係 長      |     |     | 2      | 3   | 1     | 6      |
| 主 席      |     |     |        | 1   |       | 1      |
| 主 任      |     |     | 3      | 2   | 1     | 6      |
| 主 事      |     |     | 1      |     |       | 1      |
| 合 計      | 1   | 1   | 13 (1) | 10  | 7     | 32 (1) |

(注) ( ) 内の数字は兼務数

#### (4) 議会図書室及び行政資料室

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき、昭和27年6月に図書室規程及び図書室取扱規程を制定し、議員の調査研究に資することを目的として設置した。

行政資料室は、昭和43年4月に制定された徳島県行政資料管理規程に基づく資料室で、議会図書室に併設されている。

ア 議会図書室蔵書数（令和3. 3. 31現在）

（単位：冊）

| 分類       | 区分   | 冊数    |
|----------|------|-------|
| 000 総記   |      | 1,286 |
|          | 百科事典 | 68    |
|          | 年鑑   | 66    |
|          | 郷土誌  | 948   |
|          | その他  | 204   |
| 100 哲学   |      | 52    |
| 200 歴史   |      | 664   |
| 300 社会科学 |      | 3,875 |
|          | 政治   | 473   |
|          | 地方自治 | 785   |
|          | 法律   | 394   |
|          | 経済   | 599   |
|          | 財政   | 265   |
|          | 社会   | 876   |
|          | 教育   | 237   |
| その他      | 246  |       |
| 400 自然科学 |      | 208   |
| 500 工学   |      | 602   |
| 600 産業   |      | 624   |
| 700 芸術   |      | 146   |
| 800 語学   |      | 230   |
| 900 文学   |      | 98    |
| 計        |      | 7,785 |

イ 図書の利用状況（令和2年度）

（単位：人）

| 区 分 | 議会関係 | 執行部 | その他 | 計   |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 貸 出 | 216  | 96  | 5   | 317 |

(5) 議会情報コーナー

議会情報コーナーは、広く県民に情報を提供することを目的として、平成9年12月に設置した。

当コーナーでは、議会に関する資料の閲覧ができるとともに、委員会開会中は、委員会における審査状況を受像機により視聴することができる。

- 受 像 機 4台 定員40名
- 議会関係資料 徳島県議会会議録（昭和37年から）  
徳島県議会議案（昭和22年から） 議会史  
議会と県政 県議会資料 議会の概要

(6) とくしま県議会だより

議会に対する県民の理解と関心を高め、開かれた議会を実現するため、各定例会の本会議における代表・一般質問の概要や委員会での審議内容等を紹介する「とくしま県議会だより」を年4回、新聞折込で配布及び総合県民局、市町村等に配置するとともに、PDF版及び音声版を県議会ホームページに掲載している。

また、視覚障がいの方のための録音版（カセットテープ、CD）及び点字版を併せて作成している。

(7) 県議会ホームページ

県民に対し開かれた議会を実現するため、平成10年4月に県議会ホームページを開設した。当ホームページは、県議会の日程や本会議の傍聴、定例会の結果などを案内するほか、会議録検索システムや本会議のインターネット中継・録画配信システムを備えている。

平成21年10月に、メニューの整理やデザインを一新するとともに、議会FAQ「よくあるご質問」を設置するなどのリニューアルを行い、平成22年4月には、議会ホームページ内にキッズページを設置し、幅広い年齢層に県議会活動の広報を行っている。

また、平成27年12月定例会から各議員の表決態度を掲載するなど、随

時、内容の充実を図っている。

平成30年3月には、誰もが使いやすいホームページになるよう、読み上げ機能の充実等を図るリニューアルを行った。

- H10. 4 県議会ホームページ開設
- H19. 7 委員会の質疑項目、議会だよりなどを追加
- H19. 12 文字の読み上げ・拡大表示、画面の配色変更が可能になる。
- H21. 10 県議会ホームページをリニューアル アドレスを変更する。
- H22. 4 議会キッズページ開設
- H23. 7 議長へのメールを設置
- H23. 11 常任・特別委員会の委員会記録及び委員会資料を掲載  
代表・一般質問における質問予定項目の前日掲載
- H24. 3 提出議案を掲載  
次期定例会の日程を掲載
- H24. 7 議長ブログの開設
- H25. 7 議会用語集を掲載
- H26. 6 県内全市町村議会ホームページとの相互リンクが完成
- H26. 8 「みんなの県議会」(子供向けパンフレット)を掲載
- H27. 12 各議員の表決態度を掲載
- H30. 3 県議会ホームページをリニューアル アドレスを変更する。
- R元. 9 代表・一般質問における質問要旨の前日掲載
- R 2. 3 議会の年間日程(予定)を掲載

- HPアドレス <https://www.pref.tokushima.lg.jp/gikai/>
- メニュー
  - トップ ●ようこそ議長室 ●県議会の概要
  - 議員紹介 ●本会議の概要 ●委員会の概要
  - 県議会からのお知らせ
  - 議会だより ○キッズページ ○議長へのメール
  - 議員提案による政策条例 ○議長ブログ
  - インターネット中継 ○会議録 ○委員会記録
  - 議会用語集 ○議会FAQ ○関連リンク
- キッズページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/gikai/kids/>
- 携帯サイト <http://www.pref.tokushima.lg.jp/mb/gikai/>

## (8) 県議会と大学との包括連携協定

県議会と県内大学が、相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に、平成22年9月13日に徳島文理大学と、平成24年7月9日に四国大学と包括連携協定を締結した。

この協定に基づく事業として、県議会の概要説明、大学生による本会議の傍聴をはじめ、特色のある取組として、議会インターンシップ、大学生と議員の意見交換会、四国大学生による書道パフォーマンスなどを行っている。

## (9) 開かれた県議会

「夏休み県議会体験会」、「県議会小学生社会見学ツアー」、「議会見学会」、「県議会と県立総合高等学校との連携」、「高校生と県議会議員との意見交換会」等により、子供から大人まで多くの県民に、議会の役割や仕組みを理解していただき、これまで以上に県議会に親しみを持っていたくことを目的に実施している。

### ア 夏休み県議会体験会

中学生を対象に、議会の仕組みと役割等についての授業、議事堂見学、生徒と議員の意見交換等を実施している。

生徒と議員の意見交換では、テーマ別に委員会室に分かれて、県議会議員や生徒同士での意見交換を行った後、議場において全体報告会を行っている。

### イ 県議会小学生社会見学ツアー

県有バスを使用し、小学5年生、6年生を対象に、小学校単位で本会議の傍聴及び議事堂見学と他施設の見学を組み合わせたツアーを実施している。

### ウ 議会見学会

おおむね5名以上の団体を対象に、議事堂内の各施設見学を随時実施している。

また、希望により、議場での模擬議会体験も実施している。

### エ 県議会と県立総合高等学校（まなびーあ徳島）との連携

議会見学会、本会議の傍聴、委員会の視聴について、県立総合高等学校の単位取得につながる講座として認定されている。

オ 高校生と県議会議員との意見交換会

主権者意識を高めるとともに、県議会や議員活動への関心を深めてもらうため、議員が高校を訪問し、生徒と意見交換を行っている。

(10) 刊 行 物

○県議会資料

過去4年間の議会活動を収録 4年に1回 50部

○議会のしおり、みんなの県議会（子供向けパンフレット）

議会の構成等を収録（見学者用） 不 定 期

○議会の概要

議会及び県政の概要を収録 年 1 回 400部

○調査レポート（議員配付用）

国等の動向や他都道府県の施策情報、企画調査資料等を収録  
年 4 回 各50部

○とくしまの魅力と実力

県勢の概要や議会改革の概要等を収録

不 定 期

○議会史

昭和44年度から資料収集に入り、昭和47年1月第1巻を、昭和48年4月第2巻を発刊した。

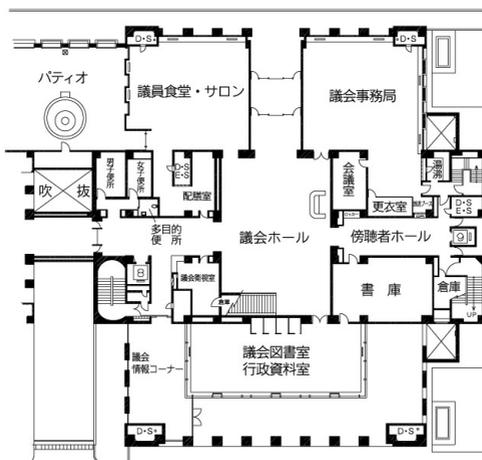
## 7 議事堂の概要

### 議事堂の概要

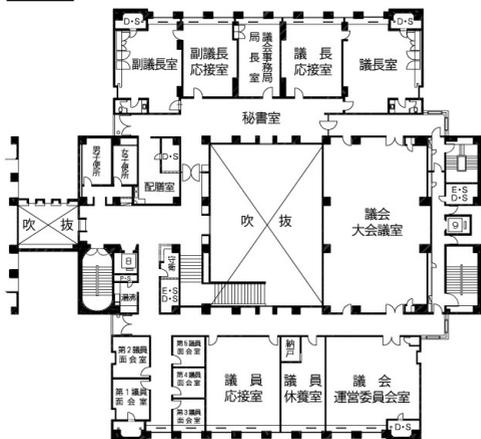
構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造り地上4階，延面積5,833.71㎡



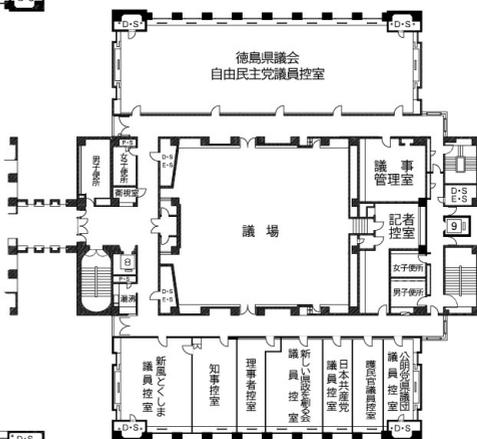
1 階



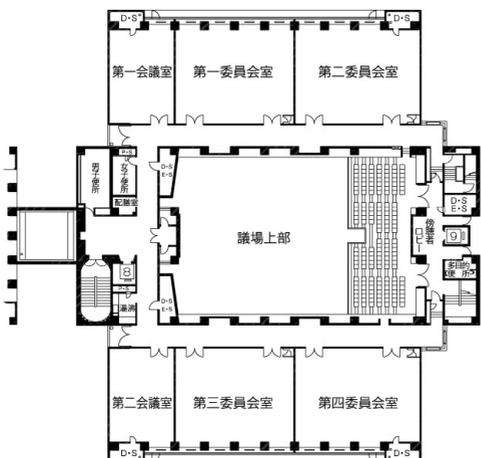
## 2 階



## 3 階



## 4 階



## 8 議 会 費

令和3年度予算の状況

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円，%)

| 目                | 節                   | 令和3年<br>当初予算<br>(A) | 令和2年<br>当初予算<br>(B) | (A)／(B)<br>×100 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 1<br>議<br>会<br>費 | 1 報 酬               | 354,468             | 363,876             | 97.4            |
|                  | 2 給 料               | 136,864             | 139,559             | 98.1            |
|                  | 3 職 員 手 当 等         | 228,540             | 242,042             | 94.4            |
|                  | 4 共 済 費             | 98,482              | 102,487             | 96.1            |
|                  | 7 報 償 費             | 758                 | 738                 | 102.7           |
|                  | 8 旅 費               | 24,821              | 24,850              | 99.9            |
|                  | 9 交 際 費             | 551                 | 551                 | 100.0           |
|                  | 10 需 用 費            | 14,709              | 14,898              | 98.7            |
|                  | 11 役 務 費            | 10,837              | 11,837              | 91.6            |
|                  | 12 委 託 料            | 11,088              | 10,633              | 104.3           |
|                  | 13 使用料及び賃借料         | 14,420              | 9,163               | 157.4           |
|                  | 14 工 事 請 負 費        | -                   | 3,226               | 皆減              |
|                  | 17 備 品 購 入 費        | 1,053               | 250                 | 421.2           |
|                  | 18 負担金, 補助及び<br>交付金 | 93,285              | 95,625              | 97.6            |
|                  |                     | 計                   | 989,876             | 1,019,735       |

## 9 歴 代 議 長

| 代  | 氏 名         | 就 任 年 月 日    | 退 任 年 月 日    |
|----|-------------|--------------|--------------|
| 1  | 吉 田 次 郎     | 明治 13. 5. 15 | 明治 14. 2. 20 |
| 2  | ”           | 14. 2. 21    | 15. 2.       |
| 3  | 高 井 幸 雄     | 15. 4. 20    | 15. 7.       |
| 4  | ”           | 15. 7. 3     | 15. 7.       |
| 5  | 阿 部 興 人     | 16. 2.       | 17. 4.       |
| 6  | ”           | 17. 4. 14    | 18. 12.      |
| 7  | 椎 野 伝 治 郎   | 18. 12. 2    | 18. 12.      |
| 8  | ”           | 18. 12. 14   | 20. 12.      |
| 9  | ”           | 20. 12. 15   | 23. 3.       |
| 10 | 大 串 竜 太 郎   | 23. 3. 25    | 24. 8. 30    |
| 11 | ”           | 24. 10. 30   | 25. 12. 10   |
| 12 | ”           | 26. 2. 20    | 30. 1. 30    |
| 13 | ”           | 30. 3. 1     | 30. 10. 21   |
| 14 | 小 笠 原 鶴 太 郎 | 30. 11. 16   | 31. 1. 30    |
| 15 | ”           | 32. 3. 4     | 32. 6. 30    |
| 16 | ”           | 32. 10. 27   | 36. 10. 26   |
| 17 | ”           | 36. 10. 27   | 40. 10. 31   |
| 18 | 森 苞 樹       | 40. 11. 1    | 44. 9. 30    |
| 19 | ”           | 44. 10. 20   | 大正 2. 8. 16  |
| 20 | 原 田 佐 之 治   | 大正 2. 11. 13 | 4. 9. 20     |
| 21 | ”           | 4. 10. 12    | 7. 12. 25    |
| 22 | 岡 順 次       | 7. 12. 25    | 8. 9. 30     |
| 23 | ”           | 8. 10. 8     | 9. 5. 11     |
| 24 | 吉 川 綾 吉     | 9. 6. 21     | 12. 5. 10    |
| 25 | 宇 山 久 太 郎   | 12. 5. 10    | 12. 5. 16    |
| 26 | 吉 川 綾 吉     | 12. 5. 16    | 12. 9. 30    |
| 27 | 大 滝 半 三 郎   | 12. 10. 12   | 12. 11. 24   |
| 28 | 吉 川 綾 吉     | 12. 11. 24   | 昭和 2. 9. 30  |
| 29 | 西 田 隆 喜     | 昭和 2. 10. 14 | 6. 9. 30     |
| 30 | 坂 本 政 五 郎   | 6. 10. 21    | 8. 12. 12    |
| 31 | 山 田 庄 市     | 8. 12. 13    | 12. 11. 2    |
| 32 | 岸 野 牧 夫     | 12. 12. 2    | 14. 9. 30    |
| 33 | ”           | 14. 12. 23   | 18. 11. 26   |

| 代  | 氏 名         | 就 任 年 月 日          | 退 任 年 月 日          |
|----|-------------|--------------------|--------------------|
| 34 | 庄 野 祐 吉     | 昭和 1 8 . 1 1 . 2 6 | 昭和 2 0 . 1 2 . 2 0 |
| 35 | 原 田 量 之     | 2 0 . 1 2 . 2 0    | 2 1 . 6 . 1 0      |
| 36 | 谷 伊 七 郎     | 2 1 . 9 . 1 1      | 2 2 . 5 . 2        |
| 37 | 宮 田 美 信     | 2 2 . 5 . 2 0      | 2 5 . 3 . 3 1      |
| 38 | 粟 田 善 吉     | 2 5 . 3 . 3 1      | 2 6 . 4 . 2 9      |
| 39 | 川 真 田 郁 夫   | 2 6 . 5 . 2 9      | 2 7 . 5 . 3 1      |
| 40 | ”           | 2 7 . 5 . 3 1      | 2 8 . 6 . 2 6      |
| 41 | 森 口 幸 夫     | 2 8 . 6 . 2 6      | 2 9 . 7 . 2        |
| 42 | 森 口 幸 夫     | 2 9 . 7 . 2        | 3 0 . 4 . 2 9      |
| 43 | 岡 本 正 一 郎   | 3 0 . 5 . 1 6      | 3 1 . 7 . 2 0      |
| 44 | ”           | 3 1 . 7 . 2 0      | 3 2 . 7 . 5        |
| 45 | 森 本 鉄 三     | 3 2 . 7 . 5        | 3 2 . 1 2 . 2 1    |
| 46 | 久 次 米 健 太 郎 | 3 2 . 1 2 . 2 1    | 3 4 . 4 . 2 9      |
| 47 | 内 藤 茂 右 衛 門 | 3 4 . 5 . 1 5      | 3 6 . 7 . 1 4      |
| 48 | 伊 東 董       | 3 6 . 7 . 1 4      | 3 8 . 4 . 2 9      |
| 49 | 唐 渡 昌 二     | 3 8 . 5 . 1 5      | 4 0 . 3 . 1 7      |
| 50 | 原 田 武 夫     | 4 0 . 3 . 1 7      | 4 2 . 4 . 2 9      |
| 51 | 阿 部 豊       | 4 2 . 5 . 1 8      | 4 4 . 3 . 2 1      |
| 52 | 七 条 広 文     | 4 4 . 3 . 2 1      | 4 6 . 4 . 2 9      |
| 53 | 藤 川 忠 義     | 4 6 . 5 . 1 5      | 4 8 . 2 . 5        |
| 54 | 佐 藤 章 一     | 4 8 . 2 . 5        | 4 9 . 7 . 2 4      |
| 55 | 来 代 芳 亀     | 4 9 . 7 . 2 4      | 5 0 . 4 . 2 9      |
| 56 | 鈴 木 利 市     | 5 0 . 5 . 1 6      | 5 2 . 3 . 3 1      |
| 57 | 島 谷 敏 男     | 5 2 . 3 . 3 1      | 5 4 . 4 . 2 9      |
| 58 | 北 島 一       | 5 4 . 5 . 1 5      | 5 6 . 3 . 3 1      |
| 59 | 沢 本 義 夫     | 5 6 . 3 . 3 1      | 5 8 . 4 . 2 9      |
| 60 | 糸 林 寛 行     | 5 8 . 5 . 1 3      | 6 0 . 3 . 2 2      |
| 61 | ”           | 6 0 . 3 . 2 2      | 6 0 . 1 1 . 2 1    |
| 62 | 板 東 莊 次     | 6 0 . 1 1 . 2 1    | 6 1 . 7 . 1 8      |
| 63 | 西 条 晃 正     | 6 1 . 7 . 1 8      | 6 2 . 4 . 2 9      |
| 64 | 川 添 文 男     | 6 2 . 5 . 1 5      | 6 3 . 3 . 1 7      |
| 65 | 阿 川 利 量     | 6 3 . 3 . 1 7      | 平成 元 . 3 . 2 3     |

| 代  | 氏 名       | 就 任 年 月 日     | 退 任 年 月 日     |
|----|-----------|---------------|---------------|
| 66 | 原 田 弘 也   | 平成 元. 3. 2 3  | 平成 2. 3. 2 0  |
| 67 | 大 西 仁     | 2. 3. 2 0     | 3. 4. 2 9     |
| 68 | 中 谷 浩 治   | 3. 5. 1 4     | 4. 3. 1 9     |
| 69 | 小 倉 祐 輔   | 4. 3. 1 9     | 5. 3. 1 8     |
| 70 | 元 木 宏     | 5. 3. 1 8     | 6. 3. 2 3     |
| 71 | 木 村 正     | 6. 3. 2 3     | 7. 4. 2 9     |
| 72 | 湊 庄 市     | 7. 5. 1 5     | 9. 3. 2 4     |
| 73 | 俵 徹 太 郎   | 9. 3. 2 4     | 1 1. 4. 2 0   |
| 74 | 近 藤 政 雄   | 1 1. 5. 1 4   | 1 2. 1 0. 2 3 |
| 75 | 四 宮 肇     | 1 2. 1 0. 2 3 | 1 4. 3. 2 2   |
| 76 | 川 真 田 哲 哉 | 1 4. 3. 2 2   | 1 5. 4. 2 9   |
| 77 | 遠 藤 一 美   | 1 5. 5. 2 8   | 1 6. 3. 2 4   |
| 78 | 児 島 勝     | 1 6. 3. 2 4   | 1 7. 3. 2 3   |
| 79 | 佐 藤 圭 甫   | 1 7. 3. 2 3   | 1 8. 3. 2 3   |
| 80 | 竹 内 資 浩   | 1 8. 3. 2 3   | 1 9. 4. 2 9   |
| 81 | 北 島 勝 也   | 1 9. 5. 1 7   | 2 0. 3. 1 8   |
| 82 | 福 山 守     | 2 0. 3. 1 8   | 2 1. 3. 1 9   |
| 83 | 西 沢 貴 朗   | 2 1. 3. 1 9   | 2 2. 3. 1 9   |
| 84 | 藤 田 豊     | 2 2. 3. 1 9   | 2 3. 4. 2 9   |
| 85 | 岡 本 富 治   | 2 3. 5. 1 7   | 2 4. 3. 2 1   |
| 86 | 檜 本 孝 樹   | 2 4. 3. 2 1   | 2 5. 3. 1 4   |
| 87 | 杉 本 直 樹   | 2 5. 3. 1 4   | 2 6. 3. 1 3   |
| 88 | 森 田 正 博   | 2 6. 3. 1 3   | 2 7. 4. 2 9   |
| 89 | 川 端 正 義   | 2 7. 5. 1 8   | 2 8. 3. 1 5   |
| 90 | 嘉 見 博 之   | 2 8. 3. 1 5   | 2 9. 3. 1 3   |
| 91 | 木 南 征 美   | 2 9. 3. 1 3   | 3 0. 3. 1 3   |
| 92 | 重 清 佳 之   | 3 0. 3. 1 3   | 3 1. 4. 2 9   |
| 93 | 喜 多 宏 思   | 令和 元. 5. 1 7  | 2. 3. 1 0     |
| 94 | 寺 井 正 邨   | 2. 3. 1 0     | 3. 3. 1 0     |
| 95 | 岩 丸 正 史   | 3. 3. 1 0     |               |